

過去の締約国会議の概要

第 1 回締約国会議

1. 期日 1980(昭和 55)年 11 月 24 日～29 日
2. 開催地 イタリア、カリアリ (Cagliari)
3. 議長 ファルチ大使 (Ambassador N.Falchi)
4. 参加国及び参加者数

締約国 21 개국 (締約国 27 개국のうち)	56 名
非締約国 10 개국	22 名
国際機関 5 団体	6 名
国際 NGO 5 団体	10 名
条約事務局	23 名
5. 会議の主な内容

本条約は財政規定がないため独自の資金協力は行えず、地についた活動を行うためにも財政的な背景が必要であるとの討議がなされた。

フランス代表等より、本条約の締約国が少ないのは、そもそも英語を唯一の正文としていることに問題があり、フランス語及びスペイン語諸国の幅広い参加を募るためには、他の国際条約の例のように、フランス・スペイン語も正文とする必要があるとの意見が表明された。
6. 採択された決議・勧告集
 - 勧告 1. 1 本条約締約国数の拡大・地理的適用範囲の拡大について
 - 勧告 1. 2 低開発途上国援助について
 - 勧告 1. 3 本条約湿地の増加について
 - 勧告 1. 4 湿地登録基準について
 - 勧告 1. 5 湿地資源の目録について
 - 勧告 1. 6 環境影響評価について
 - 勧告 1. 7 正文言語追加のための条約改正手続きについて
 - 勧告 1. 8 本条約強化のための条約改正手続きについて
 - 勧告 1. 9 次回締約国会議開催について
 - 勧告 1. 10 本条約事務局への財政援助について
 - 勧告 1. 11 ラムサール条約・湿地生態系研究について

第 2 回締約国会議

1. 期日 1984 (昭和 59) 年 5 月 7 日～12 日
2. 開催地 オランダ、フローニンゲン市 (Groningen)
3. 議長 D.J.ケンネン氏 (D.J.Kuenen)
4. 参加国及び参加者数

締約国 32 개국 (締約国 35 개국のうち)	79 名
非締約国 20 개국	33 名
国際機関・国際 NGO 11 団体	29 名
条約事務局	20 名
5. 会議の主な内容

次の 4 議題につき討議し、また、これらに関する勧告が採択されたが、会議の最大の焦点は上記(3)の条約改正問題であった。

 - (1) 条約施行に関する締約国の経験
 - (2) 今後の条約施行上の指針となるべき枠組みと行動計画
 - (3) 本条約改正問題
 - (4) 湿地保全に関わる諸問題
6. 条約改正も隠田委について

条約改正問題は、第 1 回締約国会議で採択された勧告のフォローアップであり、また、本条約が独自の事務局や財政基盤を欠く「歯のない条約」であり、今後条約目的を促進するためには何らかの形で条約改正を必要とする声が強かった。他方、常設委員会や分担金システムの導入はむしろ現行条約の性格や内容を基本的に変更するものであり、慎重に取り組むべきとの声が多かった。従って、条約改正問題は相当紛糾するものと予想されていた。

しかしながら、これも予想されていたことではあるが、会議開催時点で条約改正手続きに関する議定書(パリ議定書)の批准国が 15 か国にとどまり発効するにいたらなかった。また、慎重論を唱える英国、オーストラリア、カナダ(さらにオブザーバー参加の米国)の根回しもあって、本件については勧告の採択を含め結論を出すことは避けることとし、会議での結果を踏まえて今後引き続き改正案内容を検討した。さらに、次回締約国会議に報告することとなり上記作業を継続するため、オランダを中心とする「タスク・フォース(特別調査委員会)」が設置されることで決着をみた。

7. 採択された決議・勧告等

- 勧告 2 . 1 国別報告書の提出について
- 勧告 2 . 2 条約改正案の採択方法について
- 勧告 2 . 3 条約施行のための枠組み文書について
- 勧告 2 . 4 暫定事務局について
- 勧告 2 . 5 ワッデン海全域の湿地登録について
- 勧告 2 . 6 サハラ砂漠以南のアフリカ地域の湿地の保護と管理について
- 勧告 2 . 7 セネガルのジュジ国立公園の保護について
- 勧告 2 . 8 モーリタニアのセネガル河流域の保護地区の設置について
- 勧告 2 . 9 若干国の湿地保護について

第 3 回締約国会議

1 . 期日 1987 (昭和 62) 年 5 月 28 日 ~ 6 月 3 日

2 . 開催地 カナダ、レジャイナ (Regina)

3 . 議長 デニス・シート氏 (Dennis Sherrt)

4 . 参加国及び参加者数

締約国 36 개국 (締約国 43 개국のうち)	96 名
非締約国 20 개국	23 名
国際機関・国際 N G O 33 団体	55 名
条約事務局 (カナダ・通訳含)	44 名

5 . 会議の主な内容

条約の改正

(1) 第 6 条の改正について：「締約国は必要なときに会議を開催する」を「締約国会議を設置し、すくなくとも 3 年に 1 回通常会合を開催する」と改正した。締約国会議は、「湿地の適正な利用等について勧告する。」を、これに加え「その他の勧告または決議を採択する。財政規則を定め時期財政期間の予算を採択する。」に、締約国は「全会一致の議決で採択する分担率に従って予算に係る分担金を支払う。」に改正した。このように、本会議において、締約国からの分担金制度を決めた。

(2) 第 7 条の改正について：「勧告は締約国の単純過半数による議決で採択する。」を「勧告、決議及び決定は、締約国の単純過半数による議決で採択する。」に改正した。

6 . 採択された決議・勧告等

決議	事務局に関する事項の決議
決議	財政及び予算に関する事項の決議
決議	常設委員会に関する事項の決議
決議	条約改正の暫定的な履行に関する決議

勧告 3 . 1 国際的に重要な湿地を選定するための基準及び利用のためのガイド

- ラインについて
- 勧告 3 . 2 渡り鳥の飛行ルートに関する更なる研究の必要性について
 - 勧告 3 . 3 湿地の賢明な利用について
 - 勧告 3 . 4 湿地に関して開発機関が負う責任について
 - 勧告 3 . 5 開発機関についての事務局の役割について
 - 勧告 3 . 6 アフリカ諸国の更なる締約国加入について
 - 勧告 3 . 7 中央アメリカ、西インド諸島、南アメリカ諸国の更なる締約国加入について
 - 勧告 3 . 8 ヨルダンのアズラック登録湿地の保全について
 - 勧告 3 . 9 ラムサール条約湿地の保全について
 - 勧告 3 . 10 アジア及び環太平洋諸国の更なる締約国加入について

第 4 回締約国会議

- 1 . 期日 1990 (平成 2) 年 6 月 27 日 ~ 7 月 4 日
- 2 . 開催地 スイス、モントルー (Montreux)
- 3 . 議長 ピエール・ゴールドン氏 (Pierr Goeldin)
- 4 . 参加国及び参加者数

締約国 56 か国 (締約国 69 か国のうち)	177 名
非締約国 23 か国	30 名
国際機関 12 団体	23 名
国際 NGO 15 団体	71 名
国内機関 14 か国 33 団体	46 名
報道機関	11 名
条約事務局	46 名
- 5 . 会議の主な内容

会議では、「モニタリング手続き」と「賢明な利用」に議論が集中した。特に登録した湿地の現状をどのように把握し、以下の必要な保全・管理手法を施すかが議論された。

湿地はいずれの国においても人々の生活圏と隣接し、常に強い影響にさらされており、とりわけ湿地は影響に弱い自然といわれるだけに「モニタリング手続き」は緊急かつ重要な課題であると議論が集中した。

もう一つの提案「賢明な利用」は、近年注目されている地球規模での気候変動において、湿地の果たす役割という切り口から注目された。湿地は単に水鳥やその他の野生生物に生息地を提供するだけにとどまらない。気候の調整や大気、水系の浄化、さらに人々が生活に必要な自然資源を獲得する場にもなっている。また、湿地には、私たちの環境変容をいち早く把握する一種の指標としての役割があることも強調された。

東南アジアやアフリカからは、経済的自然資源としての湿地、例えばマングローブ材や魚類資源を獲得する対象として認め、継続的、かつ安定した状態で資源を確保するための施策の必要性が強調された。また、野生生物及び生態系の保護区域として、さらに人々のレクリエーション・エリアとして湿地を健全に活用し、維持するための保全・管理施策について討議された。
- 6 . 採択された決議・勧告等

決議 4 . 1	条約第 10 条の 2、第 6 節の解釈についての決議
決議 4 . 2	締約国会議の使用言語についての決議
決議 4 . 3	湿地保全基金についての決議 「湿地保全基金」の設置 (基金は事務局が管理し、常設委員会の承認を得て開発途上国の援助に運用する。財源は任意の拠出とし、当面は年間 1 万フランとする。)
決議 4 . 4	条約第 5 条の履行についての決議
決議 4 . 5	締約国の加入の要求についての決議

勧告 4 . 1	湿地の復元について
勧告 4 . 2	国際的に重要な湿地を選定するための基準について

- 勧告 4 . 3 国別報告書について
- 勧告 4 . 4 湿地保護区の設置について
- 勧告 4 . 5 教育と研修について
- 勧告 4 . 6 ラムサール条約湿地としての可能性のある湿地に関する科学的な目録
- 勧告 4 . 7 ラムサール条約の施行の改善のための措置について
- 勧告 4 . 8 ラムサール条約湿地の生態学的特徴の変化についての勧告について
- 勧告 4 . 9 締約国ごとのラムサール条約湿地について（各論）
- 勧告 4 . 10 賢明な利用の概念実施のためのガイドライン
- 勧告 4 . 11 国際機関との協力について
- 勧告 4 . 12 渡りをする種（野鳥）管理のための締約国間の協力について
- 勧告 4 . 13 湿地に関する多国間開発銀行の責任
- 勧告 4 . 14 開催国に対する謝意について

第 5 回締約国会議

- 1 . 期日 1993（平成 5）年 6 月 9 日～16 日
- 2 . 開催地 日本、釧路市
- 3 . 議長 佐藤大七郎・東京大学名誉教授
- 4 . 参加国及び参加者数

締約国 72 か国（締約国 77 か国のうち）	343 名	（日本 171 名を含む）
非締約国 23 か国	32 名	
国際機関 7 団体	7 名	
国際 N G O 14 団体	51 名	
海外 N G O（一国内のもの）16 団体	39 名	
地方自治体 40 団体	124 名	
日本国内 N G O 72 団体	295 名	
条約事務局	53 名	
報道機関 76 機関	273 名	
- 5 . 会議の主な内容

最初の 2 日間が全体会で、条約の施行概況、世界各国の湿地の保全状況、事務局の活動状況、今後 3 年間の作業計画及び予算等について議論を行った。

次の 2 日間は分科会に分かれて、ラムサール条約湿地の現状（各国の条約湿地の現状等）、湿地の賢明な利用（賢明な利用のための追加手引きの策定等）、湿地保護区の設置（保護区の管理計画策定等）、湿地保全のための国際協力（O D A（政府開発援助）への湿地保全概念の導入等）の 4 テーマについて議論が行われた。

7 日目には、「ジャパン・デー」と称して、我が国の湿地保全の状況、及び湿地に関する調査研究等が各国に紹介され、最終日に 9 の決議と 15 の勧告を採択して閉幕した。

決議 5.1 では、ラムサール条約の当面の課題を示した「釧路声明」を採択し、その中では、湿地の保全と管理の推進、湿地の賢明な利用の推進、国際協力の推進、条約の関する普及啓発の推進、についての目標が示された。
- 6 . 採択された決議・勧告等
 - 決議 5 . 1 釧路声明及び条約の執行のための枠組みに関する決議
 - 決議 5 . 2 財政及び予算に関する決議
 - 決議 5 . 3 国際的に重要な湿地の登録簿への湿地の最初の登録手続き
 - 決議 5 . 4 生態学的特徴がすでに変化しており、変化しつつありまたは変化するおそれがあるラムサール条約湿地の記録（「モントルーレコード」）
 - 決議 5 . 5 科学技術検討委員会の設立
 - 決議 5 . 6 湿地の賢明な利用
 - 決議 5 . 7 ラムサール条約湿地及びその他の湿地の管理計画策定
 - 決議 5 . 8 ラムサール湿地保全基金の将来における資金調達と運用
 - 決議 5 . 9 国際的に重要な湿地選定のためのラムサール基準の採択

- 勧告 5 . 1 特定の締約国の領土内におけるラムサール条約湿地
- 勧告 5 . 1 . 1 ギリシャのラムサール条約湿地
- 勧告 5 . 1 . 2 ベネズエラのクアレ湿地
- 勧告 5 . 1 . 3 ドナウ川下流域
- 勧告 5 . 2 条文第 3 条の解釈のための指針(「生態学的特徴及び生態学的特徴の変化」)
- 勧告 5 . 3 湿地の重要な特徴及び湿地の保護区に関する区域分けの必要性
- 勧告 5 . 4 ラムサール条約と地球環境ファシリティ及び生物多様性条約との関わり
- 勧告 5 . 5 多国間及び二国間の開発協力プログラムへの湿地の保全と賢明な利用の組み込み
- 勧告 5 . 6 ラムサール条約における N G O (非政府組織) の役割
- 勧告 5 . 7 国内委員会
- 勧告 5 . 8 湿地保護区で湿地の価値の普及啓発を促進する方法
- 勧告 5 . 9 魚類の生息地として国際的に重要な湿地に関するラムサール指針の設定
- 勧告 5 . 10 1996 年の 25 周年記念湿地キャンペーン
- 勧告 5 . 11 スイスの新事務局
- 勧告 5 . 12 開催国への感謝
- 勧告 5 . 13 中南米地域におけるラムサール条約の推進と強化
- 勧告 5 . 14 地中海地域の湿地に関する協力
- 勧告 5 . 15 締約国の会合における使用言語

第 6 回締約国会議

- 1 . 期日 1996 (平成 8) 年 3 月 19 日 ~ 27 日
- 2 . 開催地 オーストラリア、ブリスベン市
- 3 . 議長 ピーター・ブリッジウォーター氏 (オーストラリア自然保護庁長官)
- 4 . 参加国及び参加者数

締約国 91 か国	270 名
非締約国 32 か国	57 名
国際機関 12 機関	22 名
その他 N G O 等 (報道、条約事務局関係者を含む)	約 100 名
- 5 . 会議の主な内容
 - (1) 「 1997-2002 年戦略計画 」
条約の中期計画目標として「 1997-2002 年戦略計画 」が採択され、条約履行にかかる必要な行動計画が整備されるとともに、2002 年までに締約国数を 120 か国にするなど具体的な目標が示された。
 - (2) 魚類に基づく国際的に重要な湿地を選定するための基準
ラムサール条約湿地の選定基準として、それまでの 代表的・独特な湿地の基準、動植物による基準、 水鳥の個体数による基準に加え、新たに「魚類による基準」が追加された。
 - (3) ブリスベン・イニシアチブ
日本環境庁 (現環境省) とオーストラリア自然保護庁 (現環境・遺産省) との共同提案による「東アジア～オーストラリア地域の渡りルート沿いのラムサール条約湿地のネットワークの構築に関する勧告(ブリスベン・イニシアチブ)」が採択され、同地域における水鳥の種類群ごとのネットワークの構築が支持された。
- 6 . 採択された決議・勧告等

本会議より、決議に対する表記の仕方が変更になった。

決議 . 1	条約湿地の生態学的特徴の変化の実施のための定義と生態学的特徴を記載し維持するためのガイドライン、及びモントルーレコードの運用のためのガイドライン
決議 . 2	魚類に基づく国際的に重要な湿地を選定するための基準の採択

決議 .3	国際的に重要な湿地選定のためのラムサール基準とガイドラインの見直し
決議 .4	水鳥に基づく特定基準を運用するための推定個体数の採択
決議 .5	ラムサール分類体系の中の湿地タイプへの地下カルスト湿地の追加
決議 .6	湿地保全基金
決議 .7	科学技術検討委員会
決議 .8	事務局長に関する事項
決議 .9	生物多様性条約との協力
決議 .10	地球環境ファシリティ (GEF) とその実施機関-世界銀行、国連開発計画 (UNDP)、国連環境計画 (UNEP) との協力
決議 .11	締約国会議の決議勧告の整理統合
決議 .12	国内湿地目録及び登録候補地
決議 .13	ラムサール条約湿地に関する情報の提出
決議 .14	ラムサール条約 25 周年記念声明及び「1997-2002 年戦略計画」と 1997-1999 年事務局作業計画
決議 .15	第 7 回締約国会議からの手続き規則の改正
決議 .16	加盟の手続き
決議 .17	財政と予算に関する事項
決議 .18	ラムサール湿地保全賞の創設
決議 .19	教育と普及啓発
決議 .20	オーストラリア政府及びオーストラリアの人々への感謝
決議 .21	湿地の現状に関する評価と報告
決議 .22	ラムサール条約事務局移転の検討
決議 .23	ラムサールと水
勧告 6.1	泥炭地の保全
勧告 6.2	環境影響評価
勧告 6.3	ラムサール湿地管理への地域住民及び先住民の参加
勧告 6.4	東アジア～オーストラリア地域の渡りルート沿い条約湿地のネットワークの構築 (プリズベン・イニシアチブ: 日豪共同提案)
勧告 6.5	さらなる湿地管理者研修プログラムの確立
勧告 6.6	地域に根ざしたラムサール連絡担当官の設置
勧告 6.7	サンゴ礁と関連生態系の保全と賢明な利用
勧告 6.8	沿岸域の戦略計画策定
勧告 6.9	国家湿地政策の策定と実施のための枠組み
勧告 6.10	湿地の経済評価に関する協力の促進
勧告 6.11	地中海の湿地のための協力の継続
勧告 6.12	私的公的資金による活動における保全及び賢明な利用
勧告 6.13	ラムサール条約湿地及びその他の湿地のための管理計画策定に関するガイドライン
勧告 6.14	有毒化学物質
勧告 6.15	湿地の復元
勧告 6.16	二国間と多国間開発協力プログラムにおける湿地の保全と賢明な利用

勧告 6.17	特定の締約国のラムサール条約湿地
勧告 6.17.1	ギリシャのラムサール条約湿地
勧告 6.17.2	パラカス国立保護区とペルーの湿地保全国家戦略
勧告 6.17.3	ヨルダンのアズラック・オアシス
勧告 6.17.4	オーストラリアの条約湿地
勧告 6.17.5	ドナウ川下流域
勧告 6.18	太平洋諸島地域の湿地の保全と賢明な利用

第 7 回締約国会議

1. 期日 1999 (平成 9) 年 5 月 10 日~18 日
2. 開催地 コスタリカ、サンホセ
3. 議長 ベニト副大統領兼環境・エネルギー相
4. 参加国及び参加者数

締約国 109 か国	360 名
非締約国 15 か国	19 名
国際機関 13 機関	16 名
その他 N G O 等 (報道、条約事務局関係者を含む)	344 名
5. 会議の主な内容
 - (1) 湿地の登録基準の見直し
新たに生物地理区分上の代表的な湿地を位置づけるなど、生物多様性の保全を踏まえ、登録基準の枠組みを見直す決議案が、我が国を含む多数の国の支持を受けて採択された。
 - (2) アジア太平洋地域における渡り性水鳥保全の推進のための多国間協力
前回締約国会議勧告 6.4「ブリスベン・イニシアチブ」において支援することとされた「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」への支援拡大及び同戦略の起源である 2000 年以降の協力の枠組みの積極的な検討を締約国に要請する勧告案が、日豪の共同提案として提出され、中国、ロシア、米等関係国からの支持を受けて採択された。
 - (3) その他の決定事項
我が国はインドとともにアジア地域から常設委員会メンバー国に選出された。
6. 採択された決議・勧告等

決議 .1	ラムサール条約における地域区分、常設委員会の構成、役割、責任及び委員の業務
決議 .2	科学技術検討委員会の構成及び運営
決議 .3	国際的団体とのパートナーシップ
決議 .4	整合性のある情報管理のための基盤作りを含む、他条約との協力提携
決議 .5	ラムサール条約湿地保全及び賢明な利用のための小規模助成基金 (SGF) に対する批判的評価及びその将来的運用
決議 .6	国家湿地政策の策定と実施のためのガイドライン
決議 .7	湿地の保全と賢明な利用を促進するための法制度の見直しに関するガイドライン
決議 .8	湿地の管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン

決議	.9	1999-2002 年ラムサール条約普及啓発プログラム
決議	.10	湿地リスク評価の枠組み
決議	.11	国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン
決議	.12	国際的に重要な湿地のリストの登録湿地：特定の締約国領土内にある特定湿地の状況を含めた、それらの公式記載、保全状況、管理計画
決議	.13	カルスト等の地下水文系を、国際的に重要な湿地として特定し指定するためのガイドライン
決議	.14	侵入種と湿地
決議	.15	賢明な利用原則の適用を促進する奨励措置
決議	.16	ラムサール条約と影響評価：戦略・環境・社会的影響評価
決議	.17	湿地の保全と賢明な利用のための国の計画策定の一要素としての復元
決議	.18	河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン
決議	.19	ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン
決議	.20	湿地目録の優先順位
決議	.21	潮間帯湿地の保全と賢明な利用の促進
決議	.22	地中海湿地のための協力機構
決議	.23	ラムサール条約湿地の境界変更と湿地生息環境の補償に関する問題
決議	.24	失われた湿地生息地等の機能の補償
決議	.25	湿地における環境の質の測定
決議	.26	西半球の湿地に関する研修と研究のための地域ラムサールセンターの創設
決議	.27	条約の 2000-2002 年作業計画
決議	.28	財政及び予算
決議	.29	開催国への感謝
決議	.30	ラムサール条約におけるユーゴスラビアの扱い
勧告	7.1	泥炭地の賢明な利用と管理のための地球的行動計画
勧告	7.2	小島嶼開発途上国、島嶼湿地生態系、ラムサール条約
勧告	7.3	アジア太平洋地域における渡り性水鳥保全に関する多国間協力
勧告	7.4	未来の湿地イニシアチブ